

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 重松浩二郎
同 土居幸徳
同 中原淑子
同 吉本賢二

随時監査の結果について

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、財政援助団体等監査の実施に伴う所管課の監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

1 監査対象及び範囲

区分	所管課	団体名	監査対象事務等
財政援助 団体監査	市民生活局 スポーツ文化部 文化振興課	岡山市文学賞運営委員会	岡山市文学賞負担金
	産業観光局 観光部 プロモーション・ MICE推進課	岡山市温泉誘客推進協議会	岡山市温泉誘客推進 協議会負担金
出資団体監査	市民生活局 スポーツ文化部 スポーツ振興課	一般財団法人 岡山市スポーツ協会	団体に対する出資者として の指導監督業務
	産業観光局 農林水産部 農林水産課	一般財団法人 岡山市水産協会	

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和4年1月4日から令和4年2月28日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

令和4年1, 2月に実施した財政援助団体等監査に伴い, 所管課の令和2年度の事務が, 法令等にのっとり適正に行われているかどうかを主眼とし, 抽出した関係書類について, 岡山市監査基準に準拠して証憑突合, 質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

(1) 負担金の執行に係る所管課業務について

令和2年度における負担金の執行に係る所管課業務について, 関係書類等を監査した結果, 今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが, おおむね適正に処理されていた。

なお, 今後の処理方法について指導した軽易な事項は, 記述を省略した。

(2) 団体に対する出資者としての指導監督業務について

令和2年度における団体に対する出資者としての指導監督業務について, 関係書類等を監査した結果, 今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが, おおむね適正に処理されていた。

なお, 今後の処理方法について指導した軽易な事項は, 記述を省略した。